

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
会長 桑原 教修

令和7年度政府予算・制度等要望書 子どもの権利と最善の利益を守るために

児童養護施設は、昼夜問わず24時間365日、社会的養護を必要とする子どもの命と安心・安全な暮らしを守り、一人ひとりの育ちを保障するとともに、子どもと関わり積み上げてきた養育実践に基づき、地域の子育て支援拠点として、保護・支援を必要とする子どもやその家族、社会的養護をともに担う里親・里子等を支援しています。

児童養護施設は、社会的養護の中核を担う存在として、これまでに培った養育の営みや家庭支援のノウハウを活かし、一人ひとりの子どもを守り、また、広く地域支援の担い手としての役割を一層果たしていくため、以下のことを要望します。

1. 社会的養護を必要とするすべての子どもを支援するための職員配置の抜本的改善

社会的養護を必要とするすべての子どもの安全・安心な生活と健やかな育ちが保障されるよう、職員配置基準を抜本的に改善するとともに、社会的養護施設における多様な養育・支援機能の展開がより推進できる施策の充実・強化をお願いします。

2. 改正児童福祉法に基づく子育て支援の推進にむけた財源確保

改正児童福祉法に基づく市区町村における子どもや家庭への支援施策の推進にあたっては、社会的養護で暮らす子どもをはじめ、すべての子どもが取り残されることなく健やかに成長し社会で自立していくことができるよう、国、都道府県、市区町村がその実現に向け、十分な財源を確保するようお願いします。

3. 児童養護施設で働く職員の確保と定着に向けた処遇改善

子どもの養育環境を安定的なものとするため、社会的養護施設で働く職員の離職防止を図り、働き方改革を踏まえた労働環境を整備することができるような財政措置・施策の拡充をお願いします。また、児童養護施設で働くすべての職員の処遇改善を図るとともに、国、地方自治体、保育士等養成機関や福祉人材センターの連携による人材の確保・育成・定着に向けた一貫した取組をお願いします。

4. 複雑・多様なニーズへの対応と地域の子育て支援の推進に向けた体制の強化

複雑・多様なニーズを有する子どもへの支援を強化し、一時保護やショートステイ・トワイライトステイなどの地域の子育て支援等を展開していくための財源の確保や、要件の見直しをお願いします。

5. 社会的養護経験者への継続的・連続的な支援体制の強化

児童養護施設へ入所する児童の入所時の年齢が高くなり、短期間での自立支援が求められるなか、児童養護施設を退所した子どもが社会で孤立せず安心して生活できる安定した生活を営み続けることができ、自己実現が果たせるよう、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業を活用した継続的・連続的な支援体制、施策の強化をお願いします。

令和6年4月23日

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国乳児福祉協議会
会長 平田 ルリ子

すべての子どもの健やかな育ちをまもるために ～地域の子育て支援拠点として役割を～

令和5年に生まれた子どもは75万8631人と8年連続で過去最低を記録した一方、児童相談所における児童虐待相談対応件数は21万9,170件で過去最多を更新しました。また、ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率は44.5%にのぼることなどからも、子ども・子育て家庭をめぐる社会・経済環境は非常に厳しいものとなっています。

こうした状況のもと、乳児院は、24時間365日体制で不適切な養育により困難な課題を抱えた子どもに対し、専門的養育による健やかな発達・育ちを保障しています。また、子どもにとっての最善の利益を守るために、多様な専門職による親子関係もふくめたアセスメントを行います。さらに、培ったノウハウを活かし保護者や里親等による在宅養育に対する支援にも積極的に取り組んでいます。

すべての子どもの健やかな育ちをまもり、誰一人取り残すことのない支援の実現に向けて以下のとおり要望します。

1. 一時保護を乳児院の本来業務として位置付けてください。

- 乳児院はアセスメントを行う専門機関です。そして、一時保護は、子どもの状態・課題を把握し、子どもにとって次にどのような支援につなげるべきかを判断するアセスメント保護が基本となります。
- 乳児院への措置（法的義務）として、入所・一時保護にかかわらず多職種によるアセスメントを行い、その後委託を受ける養育者（里親等）が一人で抱えこまないよう、そのアセスメントに基づく継続的な支援が行えるような仕組みにしてください。
- 乳児院が専門機関として行ったアセスメントの結果が、児童相談所の援助指針に十分に活用されるよう働きかけてください。なお、児童相談所運営指針の改訂の際にはそのことを明記してください。
- また、包括的にアセスメントを実施するためには、乳児院で働く職員一人ひとりの人材育成や取り組みの振り返りを丁寧に行うセンター拠点機能が必要不可欠です。そのため乳児院内へのスーパーバイザーの設置を明確に打ち出し、従来の基幹的職員の役割の不明確さを改善してください。

2. 乳児院の積極的な活用に向けた自治体等への働きかけを行ってください。

- 妊産婦等生活援助事業、里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業、一時保護実施特別加算費を全国の乳児院が受託できるよう、都道府県における事業の予算化を働きかけてください。
- また、乳児院が市区町村で新たに始まる子育て世帯への支援事業の受け皿となり得る専門機関であることについて、市区町村へ周知するよう都道府県へ働きかけを行ってください。また、市区町村事業が予算化できるよう都道府県に働きかけてください。
- ショート・トワイライトステイで預かった子どもの行動観察用をふまえたアセスメント結果が市町村の支援プランに反映されるよう都道府県に働きかけてください。ガイドライン改訂の際には明記してください。
- 児童相談所との連携強化を具体的に実践できる体制が構築できるよう働きかけてください。
 - ・全国の乳児院が乳幼児の一時保護を 24 時間 365 日受け入れられる体制を構築する。また、一時保護期間に子ども自身の行動観察と親子の関係性の観察を基にしたアセスメントを実施し、児童相談所の援助指針の作成に具体的な情報提供するシステムを構築する。
 - ・里親候補者と乳幼児とのマッチングを実施する養育期間を設定し、里親委託後の相談支援やレスパイトケアの受け入れがしやすくするための里親支援体制を構築する。
 - ・フォスタリング機関や里親支援センターとの連携・協働を充実させ、養育里親から実親家庭に移行するための親子関係再構築支援が具体的に展開できる養育環境を提供し、里親支援専門相談員と家庭支援専門相談員との連携協働を明確にする。
- 現行の補助事業では乳児院に多機能化の意欲があっても自治体の財政事情によっては予算化されにくい状況があります。各都道府県別の各補助事業の実施状況について調査し、取組を促してください。

3. 社会的養護関係施設のあり方検討会を実施してください。

- 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書において、「社会的養護関係施設においてそれぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方そしてそれらを支える措置費の在り方についてケースに応じた支援が適切になされるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始すること」とされている。乳児院の多機能化および高機能化を永続的に実施できる「乳幼児総合支援センター」としての運営を具体化するため、従来の暫定定員制度の在り方も含め、早期に検討会を実施してください。
- なお、暫定定員により養育機能を担保するだけの職員を確保し続けることが困難とならないよう、具体的な人員配置基準等が示されるまでは、現在の施設の養育機能をふくむ専門機能が担保されるようにしてください。
- また、上記をふまえ都道府県に対して次期都道府県社会的養育推進計画策定要綱が乳児院への入所措置を阻害する意図がないことを明確に示してください。
- 本来、社会的養護を必要とする子どものニーズに応えることができなくならないよう、要保護児童の現状・ニーズを踏まえて代替養育の受け皿に関する行動計画・数値目標を検討してください。

令和6年4月23日

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国乳児福祉協議会
会長 平田 ルリ子

全国乳児福祉協議会 令和7年度予算要望

1. 一時保護を乳児院の本来業務として位置付けてください。

- (1) 乳児院をアセスメントを行う専門機関として位置付けてください。
- (2) 乳児院に児童相談所と同様に一時保護担当職員を新たに配置しアセスメント体制を拡充してください。
- (3) 一時保護の一般生活費について委託期間にかかわらず一律単価としてください。
- (4) 一時保護実施特別加算費（一時保護専用棟）は、単独で夜勤体制が組める職員配置としてください。

2. 人材確保にむけた財政支援をしてください。

- (1) 暫定定員の算定にあたる算式6の要件について以下を新たに追加してください。
子育て短期支援事業の受け皿確保対策として「ウ. 前年度中の措置児童数（実人員）に対するショートステイ・トワイライトステイ委託児童数（実人員）の割合が10%以上の施設」
- (2) 加算で配置している職員の継続的な働きを保障できるようにしてください。
 - ① ソーシャルワーカーを加算ではなく配置基準上の複数配置としてください。
 - ② 市区町村事業をコーディネートする職員として、地域支援コーディネーターを新たに配置してください。
 - ③ 児童相談所の親子関係再構築支援員と連携・協働し親子関係再構築のアセスメントを行う職員を新たに配置してください。
- (3) 乳児院の医療体制を強化してください。
- (4) 民間施設給与等改善費については
 - ① 乳児院等多機能化事業、里親養育包括支援事業、子育て短期支援事業の職員も対象としてください。
 - ② 前歴換算の対象職種に家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員を含めてください。

3. 高機能化を進めていくための財政支援をしてください。

- (1) 医療的ケア児等受入加算について「医療的ケア児等のための『4人の生活単位』の設置運営について」の対象児の内容を再検討してください。
- (2) 障害児等受入体制等強化事業（乳児院等多機能化推進事業）を都道府県がきちんと事業化するよう働きかけを行ってください。
- (3) 3歳以上児の職員配置の増員、または発達遅れや障害を有する3歳以上児の子どもへの加算を創設してください。
- (4) 乳児院病虚弱等児童加算費個別調書は簡素化してください。
- (5) 医療機関にある感染対策向上加算、外来感染対策向上加算、特定感染症入院医療管理加算と同等の感染症対策に関する加算を創設してください。

令和6年4月26日

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子様

全国母子生活支援施設協議会 令和7年度 政府予算・制度要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
会長 荒井 恵一

全国母子生活支援施設協議会は、令和3年に「基本的な考え方」として「産前・産後母子支援」「アフターケアを含む地域支援」「親子関係再構築支援」の3つの柱を打ち出しました。

しかし、利用申請窓口である市区町村等においては、母子生活支援施設は「DV専用施設である」「離婚が成立していないと入所できない」などと誤解されている他、地域によっては入所要件を限定したり、施設の有無の周知もされずに利用世帯が減少する状況にあります。また、施設の役割の理解不足や予算確保難を理由に、地域事業の申請をすることも困難な状況にあります。

令和6年度から、家庭養育優先を謳った児童福祉法が施行され、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律も新たに施行されるなか、これまで以上に、母子生活支援施設を活用し、地域の要支援・要保護世帯の子育て家庭や若年女性などへの支援を行っていく必要があります。

そのためにも、以下の内容について、配慮および見直しを行っていただくよう要望します。

1、親子の再統合を含めた親子関係構築支援を行う施設として、活用してください ※参照①

- ・DV以外の利用も利用できることを市区町村等へ理解・周知してください【継続】 ※参照②
- ・児童相談所との連携が図れるようにしてください【新規】
- ・ファミリーソーシャルワーカーの配置をしてください【継続】

2、地域の子育て支援を行うことができる施設として活用されるよう、都道府県や市区町村へ理解と周知を図ってください ※参照③

- ・母子生活支援施設の多機能化を、都道府県・市区町村へ理解・周知してください【新規】
- ・施設活用促進が図られるよう、市区町村の要保護児童対策地域協議会への参加について働きかけを行ってください【継続】
- ・妊産婦等生活援助事業の促進が図られるよう、施設活用を都道府県・市区町村へ理解・周知し、他団体の妊娠相談との連携した事業も行えるようにしてください【新規】
- ・サポートプラン策定におけるケース検討会議等に参加をさせてください【新規】
- ・計画的な施設入所や新たな地域事業を進めていけるよう、市区町村に予算確保をするよう働きかけてください【新規】

3、ひとり親支援・子育て世帯支援・困難な問題を抱えた女性支援の3つの視点をもつ施設としての活用ができるように、関係機関との連携ができるようにしてください

- ・母子生活支援施設が様々な法制度の事業を行うことができるように、関係行政(こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省等)の連携推進を図ってください【新規】
- ・特に、未成年妊産婦の支援が、法制度で分断されないように、都道府県と市区町村の連携、市区町村内の連携が図れるようにしてください【継続】

4、同居する親がいる子どもの権利擁護の強化を図ってください

- ・同居する親と一緒に住む子どもの権利擁護ノートづくりの協力をお願いします【新規】
- ・子どもの意見表明支援をするうえで、母子生活支援施設で行うべき内容の明示・周知をしてください【新規】
- ・子どもの意見表明支援が行えるように、母子生活支援施設関係者も行政が行う研修に参加できるようにしてください【新規】

5、共同親権等の法律制定後も、安全安心な居場所をつくれる配慮をしてください

- ・共同親権の法律制定後も、子どもの気持ちと安全を優先させてください【新規】
- ・DV や虐待から避難する母子世帯の安全が確保できるようにしてください【新規】
- ・離婚や親権等の法手続きの支援体制や費用の軽減措置など、地域格差が起らないようにしてください【新規】

6、母子生活支援施設の多機能化を進めるため、職員配置の見直しをしてください

※参照④、※資料I参照

- ・10世帯など小規模な母子生活支援施設も多機能化推進できるようにしてください【継続】
- ・夜間管理をする職員が確保できるようにしてください【継続】
- ・障害のある親子の増加をふまえて、施設機能が果たせる職員配置へ見直してください【継続】
- ・現在の職員配置を10世帯単位から5世帯単位へ見直してください【継続】
- ・あわせて、職員の最低基準の見直しもしてください【継続】